

総合事業の指定等の基準 及び 各事業所の利用者について

福祉部 高齢者いきいき課
事業者指定担当

1. 指定等の基準について

現行の予防訪問（通所）介護相当の基準

- 旧介護予防訪問介護や旧介護予防通所介護と同一の内容を、総合事業のサービスとして規定
 - ➔ 指定・人員・設備・運営基準等もこれまで通り

緩和した訪問型サービスAの基準

- 生活援助のみの利用者へのサービス
 - ➔ 人員・運営基準を緩和した基準となる。

訪問型サービスの人員基準

現行の予防訪問介護相当

- 管理者
 - ・ 常勤専従 1 人（条件付きで兼務可）
- サービス提供責任者
 - ・ 40 人毎に 1 人（常勤専従 1 人以上）
 - ・ 介護福祉士、介護職員初任者研修修了者（介護職員実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー 1 級修了者を含む）、看護師、准看護師、保健師、のいずれかの資格取得者
 - ※ 訪問介護や定期巡回、夜間対応型との兼務は支障がない範囲で可能
- 訪問介護員等
 - ・ 常勤換算 2.5 人以上
 - ・ 上記サービス提供責任者と同様、又はヘルパー 2 級修了者のいずれかの資格取得者

緩和した基準によるサービス（訪問型サービス A）

- 管理者
 - ・ 常勤専従 1 人（条件付きで兼務可）
- サービス提供責任者
 - ・ 50 人毎に 1 人（常勤専従 1 人以上）
 - ・ 介護福祉士、介護職員初任者研修修了者（介護職員実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー 1 級修了者、ヘルパー 2 級修了者を含む）、看護師、准看護師、保健師、のいずれかの資格取得者
 - ※ 訪問介護や予防訪問介護相当との兼務は不可
- 従業者
 - ・ 必要数
 - ・ 上記サービス提供責任者と同様、又は研修修了者
 - ※ 訪問介護や予防訪問介護相当との兼務は不可

研修修了者について

●研修修了要件

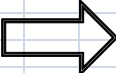
- ① 市が定める研修項目を事業者が実施
- ② 研修内容（項目）について
⇒別紙参照
- ③ 実施後、研修の実施記録を各事業所で保管

※ 研修項目や内容については、あくまでも最低限のものであり、お示したカリキュラムに基づき研修を修了した従業者が事故等をおこしても、八王子市が損害賠償等の責任を負うものではありません。

訪問型サービスの運営基準（緩和部分のみ抜粋）

現行の予防訪問介護相当	緩和した基準によるサービス (訪問型サービスA)
① 予防訪問介護相当の計画の記載内容 ・目標、当該目標を達成するための具体的な内容、所要時間、日程、提供を行う期間等	① 訪問型サービスAの計画の記載内容 ・目標、当該目標を達成するための具体的な内容、所要時間、日程等(訪問介護と同様)
② サービス提供責任者が1月に1回利用者の状況、提供状況等について、介護予防支援事業者に報告	② サービス提供責任者が1月に1回利用者の状況、提供状況等について、介護予防支援事業者に報告 (スライド6参照)
③ サービス提供責任者が計画に記載した提供を行う期間が終了する時までに、少なくとも1回モニタリングの実施	③ 計画に対してのモニタリング不要
④ 上記モニタリングの結果を介護予防支援事業者に報告	④ 計画に対してのモニタリング報告不要
⑤ サービス提供の記録 ・提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項	⑤ サービス提供の記録 ・提供日、提供したサービスの内容、必要に応じて利用者の心身の状況その他必要な事項

1月に1回の予防支援事業者に対する報告様式（例）

平成		年		月分		提供実績兼利用者状況等報告書【日常生活支援総合事業】																												
介護保険被保険者番号																																		
						認定なし ・ 要支援1 ・ 要支援2																												
利用者氏名：						様																												
サービス提供事業者																									計画作成事業者									
																									担当包括：									
													担当居宅：																					
													(委託の場合)																					
【提供実績】						☐ 訪問型サービス (合計 回利)																												
日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
曜日																																		
予定																																		
実績																																		
【請求単位数（訪問型サービス）】																																		
☐	予防訪問介護Ⅰ					単位	☐	訪問型A(Ⅰ)					単位																					
☐	予防訪問介護Ⅱ					単位	☐	訪問型A(Ⅱ)					単位																					
☐	予防訪問介護Ⅲ					単位																												
【利用者状況等】																																		
		①サービスの実施状況					②利用者の状況					③サービス実施の効果					④計画変更の必要性																	
チェック		☐ 計画通りに実施					☐ 変化なし					☐ 効果あり					☐ 必要性なし																	
		☐ ほぼ計画通りに実施					☐ ほぼ変化なし					☐ 効果なし					☐ 必要性あり																	
		☐ 計画通りに実施できなかった					☐ 変化あり																											
コメント (必要時)																																		

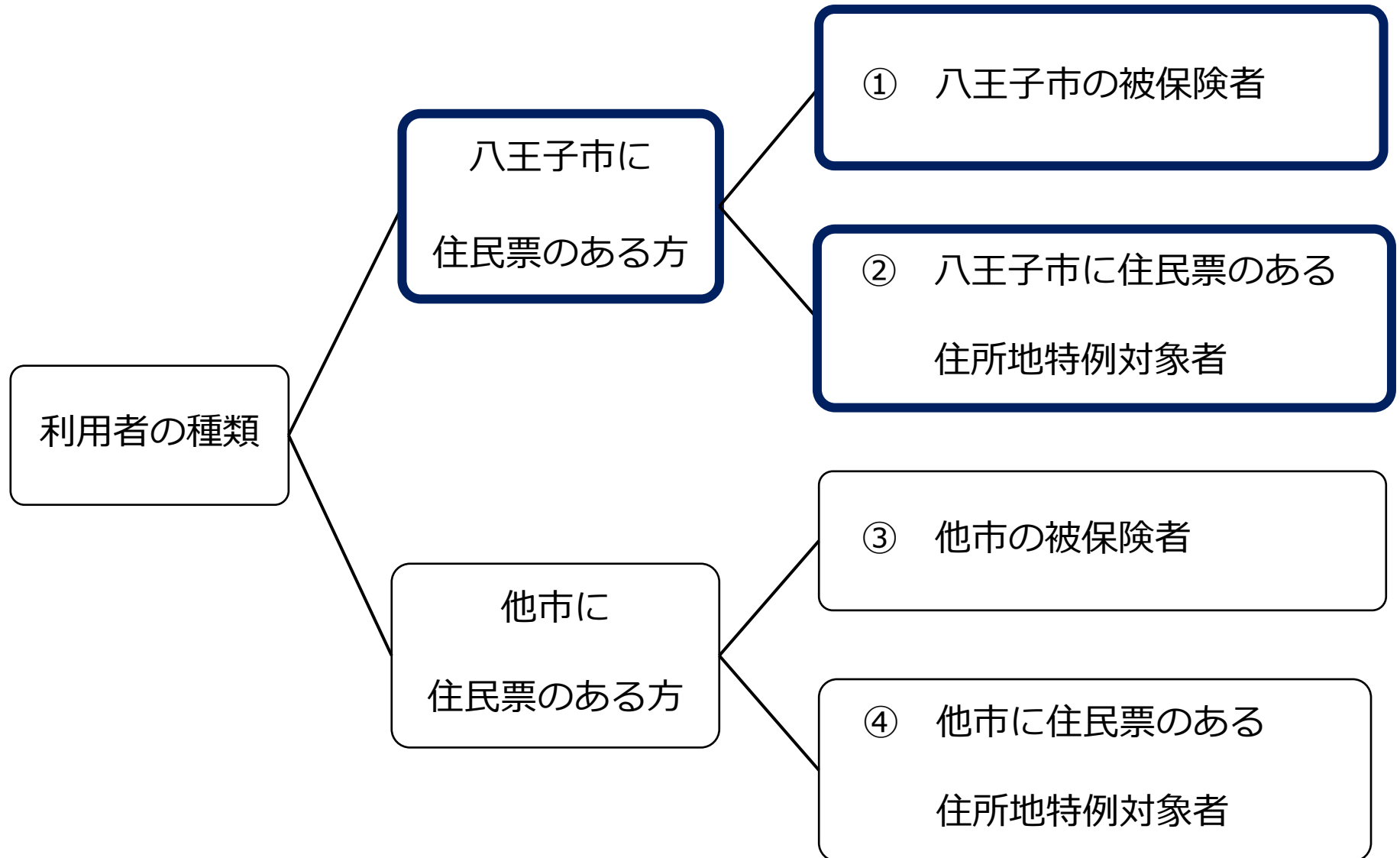
指定等基準の補足

- 設備基準は、これまでと同様。
- 訪問介護と予防訪問介護と一体的に運営している場合は兼務可能のため、現行の予防訪問介護相当との兼務も可能だが、**訪問型サービスAは別事業であり基準も異なることから、管理者以外の兼務は不可（障害者総合支援法の居宅介護との兼務も不可）**

なお、法人として従業員を兼務させる場合は、雇用形態ではなく、勤務としてそれぞれが非常勤専従として配置は可能

2. 利用者について

(H27.12現在)



サービス種別による受入れ可能な利用者一覧

(H27.12現在)

サービス分類	サービス種別（例）	受入れ可能な被保険者
居宅サービス （広域型サービス）	訪問介護、通所介護、等	全ての被保険者
介護予防サービス （広域型サービス）	旧介護予防訪問介護、 旧介護予防通所介護、等	全ての被保険者
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護、 地域密着型通所介護、等	原則 ① 八王子の被保険者 ② 八王子市に住民票のある住所地特例対象者 ④ 他市に住民票のある住所地特例対象者
介護予防地域密着型 サービス	介護予防認知症対応型 通所介護、等	原則 ① 八王子市の被保険者 ② 八王子市に住民票のある住所地特例対象者 ④ 他市に住民票のある住所地特例対象者
総合事業サービス （市独自のサービス）	現行の予防訪問介護相当 現行の予防通所介護相当 訪問型サービスA、等	原則 ① 八王子市の被保険者 ② 八王子市に住民票のある住所地特例対象者

住所地特例対象者（参考）

（H27.12現在）

【住所地特例とは】

介護保険制度においては、65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、住所地の区市町村が実施する介護保険の被保険者となるのが原則ですが、住所地特例対象施設（※1）に入所又は入居し、その施設の所在地に住所を移した者については、例外として施設入所（居）前の住所地の区市町村（保険者）が実施する介護保険の被保険者になります。これを住所地特例といい、施設所在地の区市町村の財政負担が集中するのを防ぐ目的で設けられた制度です。

（※1）介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）、特定施設（有料老人ホーム、軽費老人ホーム、等）、養護老人ホーム）。

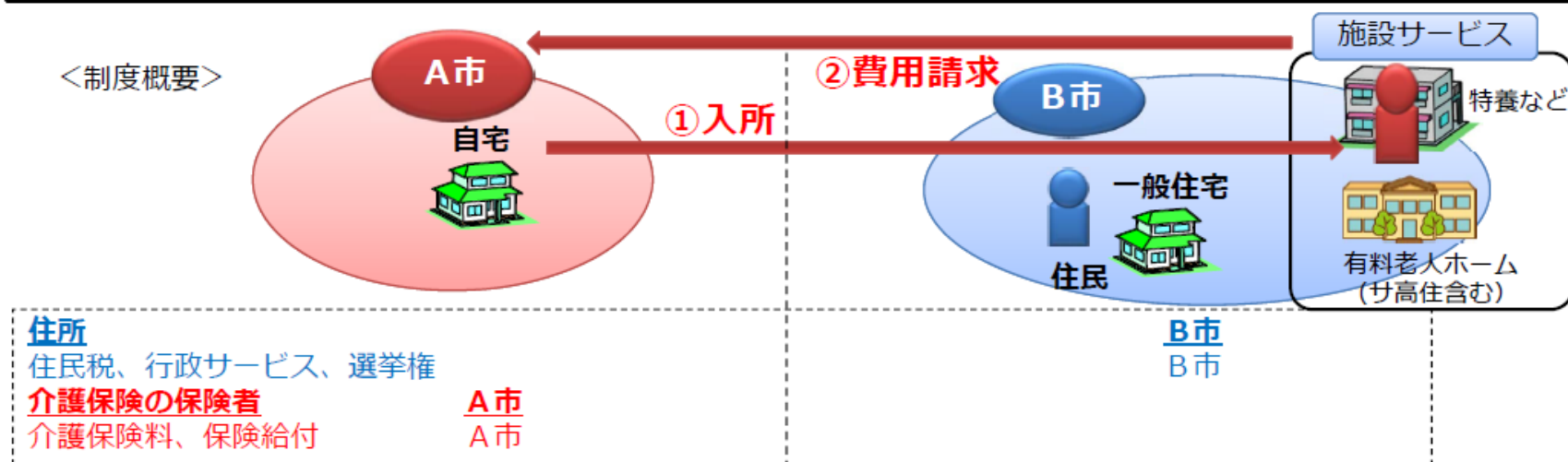
H27.4法改正により、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅も対象。

（東京都HPより引用）

- 住所地特例対象者は、居住する施設が所在する市町村のサービスを受けるため、八王子市の総合事業移行前でも、八王子市被保険者が他市町村で総合事業を利用する場合があります。

介護保険の住所地特例について

- 介護保険においては、**地域保険の考え方から、住民票のある市町村が保険者となるのが原則。**
- その原則のみだと介護保険施設等の所在する市町村に給付費の負担が偏ってしまうことから、施設等の整備が円滑に進まないおそれがある。
- このため、**特例として、施設に入所する場合には、住民票を移しても、移す前の市町村が引き続き保険者となる仕組み（住所地特例）**を設けている。
- 昨年の法改正により、今年4月から**有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅も、住所地特例の対象**となった。



＜現在の対象施設等＞

- (1) 介護保険3施設
- (2) 特定施設（地域密着型特定施設を除く。）
 - ・ 有料老人ホーム
 - ・ ~~※サービス付き高齢者向け住宅は対象外。~~
 - ・ 軽費老人ホーム
- (3) 養護老人ホーム

昨年の法改正でこの除外規定を削除
(本年4月1日施行)

(参考)

有料老人ホーム：住まいと食事や生活支援サービスを一体で提供。介護サービスも同一事業者が提供する場合が多い。
サービス付き高齢者向け住宅：「安否確認」や「生活相談」の提供が必須。介護サービスは外部の事業者が提供。

2. 現行の予防訪問（通所）介護相当の指定及び利用者について

- 現在の事業所の指定状況等によって、総合事業の指定及び利用可能な利用者の流れ等が異なる
- 事業所のパターンは、大きく分けて2パターン

	旧予防の指定を受けた日	指定の種類			
①	<u>H27.3.31まで</u> に指定を受けている事業所 ➡ <u>総合事業のみなし指定事業所</u>	介護	×	旧予防	○
		介護	○	旧予防	○
②	<u>H27.4.1以降</u> に指定を受けている （又は受ける予定）事業所 ➡ <u>総合事業のみなし指定を受けていない事業所</u>	旧予防は受けていない事業所			
		介護	×	旧予防	○
		介護	○	旧予防	○

パターン①の事業所 総合事業の**みなし指定事業所**について

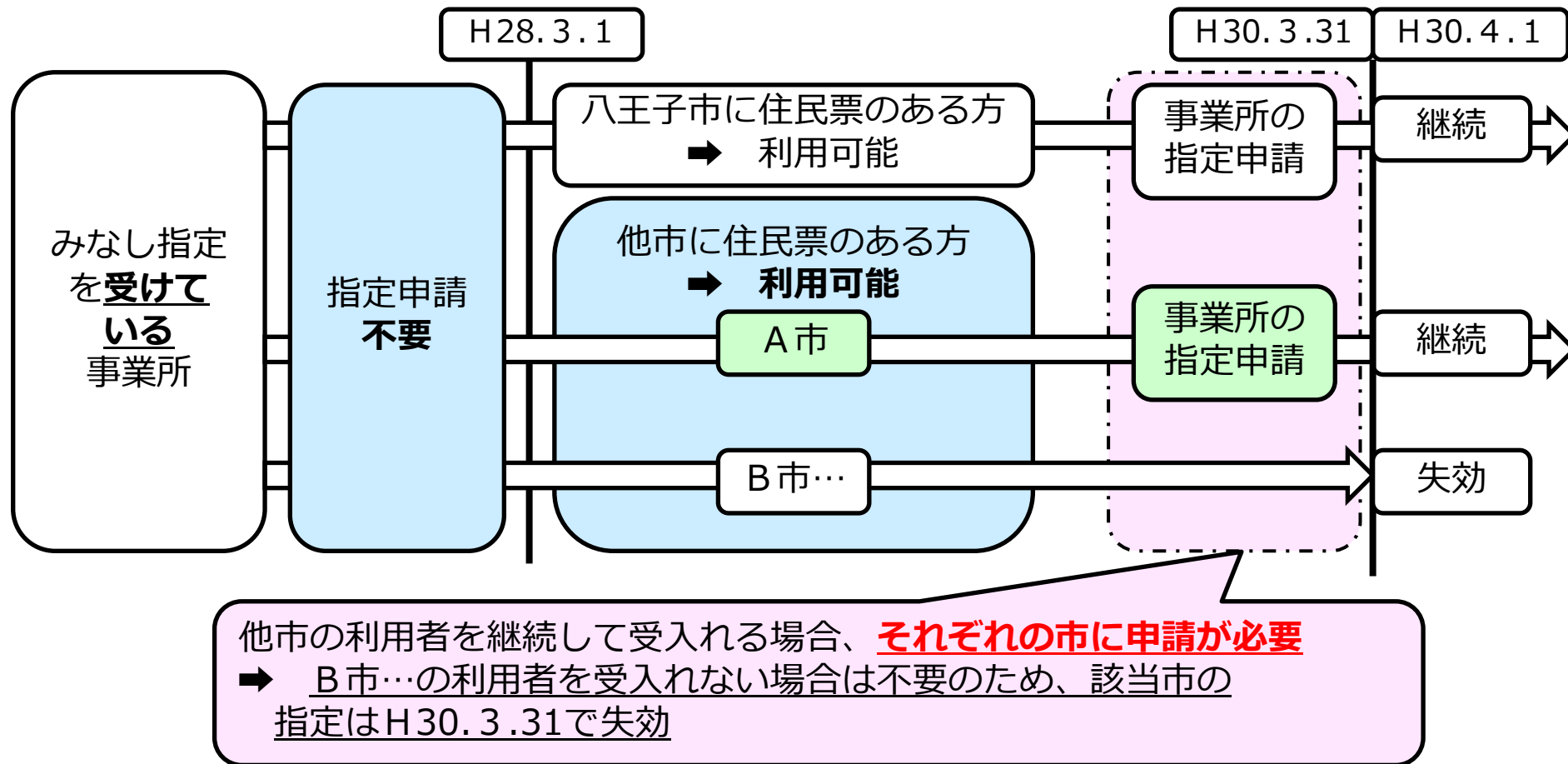
指定	H27.3.31までに旧予防介護の指定を受けている事業所は、総合事業の 現行の予防訪問（通所）介護相当の指定を受けたものとみなされる ➡ このため、新規指定の手続きは不要（総合事業のみなし指定事業所）
利用者	現行の予防の指定からの円滑な移行のため、指定の効力は 全市町村に効力が及ぶ ➡ このため、現他市に住民票のある利用者も新規指定の手続きは せず受入れ可能

- ただし、あくまでもみなし指定の効力は**新規指定のみの効力**であり、
その効力もH30.3.31までとなるため、H30.4以降も継続する場合は、
それぞれの市町村に指定申請が必要

※ **現行の予防訪問（通所）介護相当のみ適用**
訪問型サービスAはみなし指定を受けていないため、これに該当しない
⇒ 新規指定の手続きが必要（スライド17を参照）

参考：「総合事業のみなし指定」とは、H27.3.31で有効な指定を持つ指定介護予防訪問介護事業所及び指定介護予防通所介護事業所に対し、総合事業における旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護と同一の内容のサービスを提供する事業所として、全国の市町村がH27.4.1に指定したとみなすもの。（医療確保推進法附則第13条）

パターン①の事業所 総合事業の**みなし指定事業所**の流れ



- 受入れ可能な他市については、運営規程で定める通常の実施地域と相違がないこと
- 利用者の総合事業としての契約書や重要事項説明書等は別途必要

パターン②の事業所

総合事業のみなし指定を受けていない事業所について

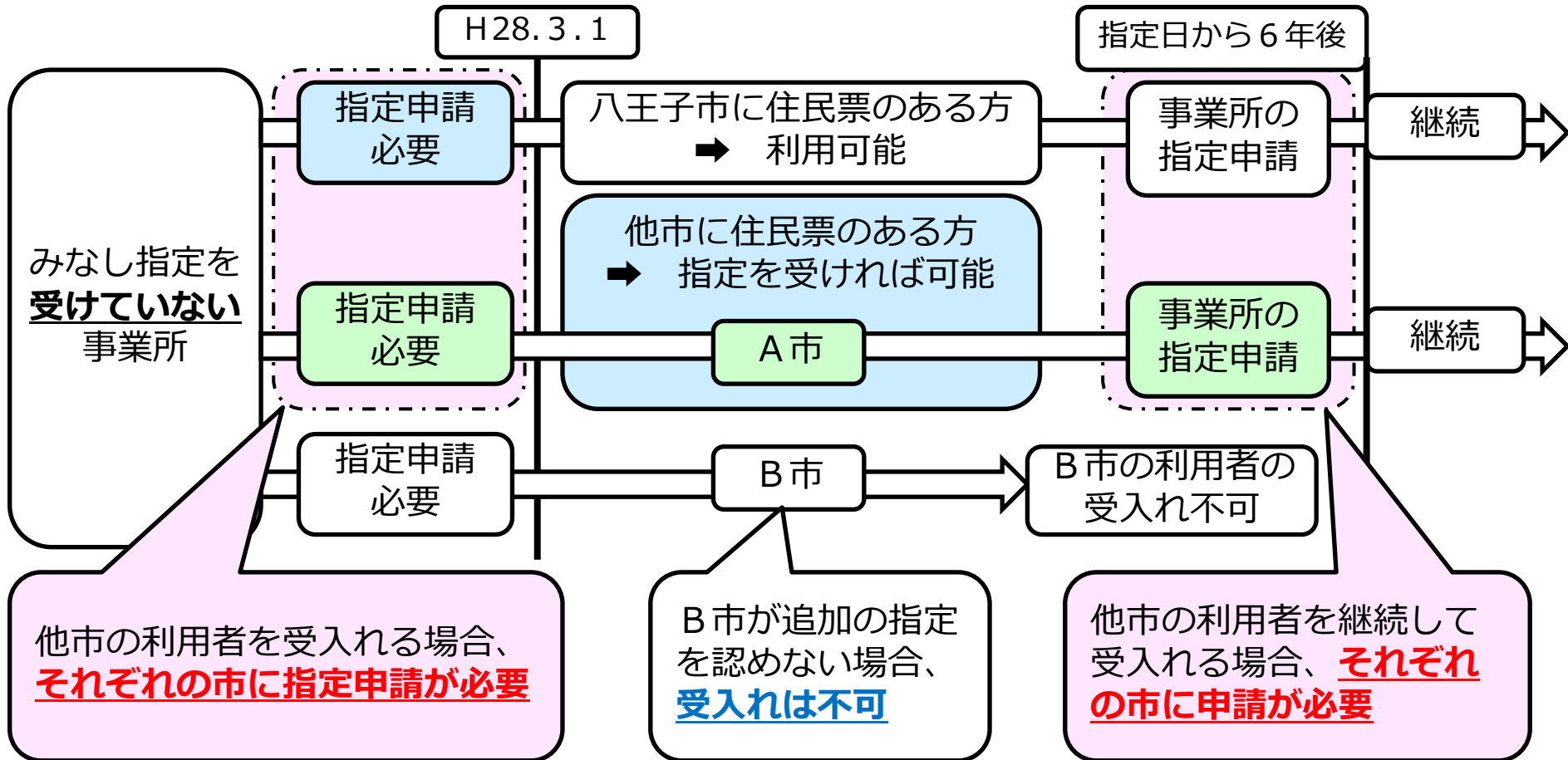
指定	<u>H27.4.1以降</u>に指定を受けている（又は受ける予定）事業所は、総合事業の現行の予防訪問（通所）介護相当の <u>指定を受けたものとみなされない</u> ➡ 総合事業の利用者を受け入れるには、<u>新規指定の手続きが必要</u>
利用者	みなし指定が適用されないため、指定の効力が<u>全市町村に及ばない</u> ➡ このため、他市に住民票のある方を受入れる場合は、 <u>事前に指定申請を該当の市に、それぞれ指定の手続きが必要</u>

- 市によっては、みなし指定事業所以外の追加の指定を認めない場合もあるため、事前に該当市に確認されたい

※ 訪問型サービスAについても、新規指定の手続きが必要
（スライド17を参照）

パターン②の事業所

総合事業のみなし指定を受けていない事業所の流れ



- 受入れ可能な他市については、運営規程で定める通常の実施地域と相違がないこと
- 利用者の総合事業としての契約書や重要事項説明書等は別途必要

3. 総合事業の指定申請等について

- 45分以上の生活援助のみのサービス利用者を受入れる場合は、
事前に訪問型サービスAの指定申請が必要
- 総合事業のみなし指定を受けていない事業所（H27.4.1以降に指定を受けている旧予防訪問（通所）介護の指定を受けている事業所）で、総合事業の利用者を受入れる場合は、
事前に現行の予防訪問（通所）介護相当の指定申請が必要
- 申請等に関する書類や詳細等については、
H27.12.11より八王子市のHPにて掲載予定
- 申請の受付はH28.1.4より開始
- 指定までの流れは通常の介護の指定と同様、指定を受けたい月の前々月の末日までに提出が必要
（土日祝日の場合は、直前の営業日営業時間まで）
例：H28.3.1に指定を受けたい場合は、H28.1.29まで

指定申請等に関する留意点について

- 毎月の月末は指定申請が集中するため、各指定を受ける場合は、事前に予約をした上で窓口にて早めの申請をお願いします
(特にH28.1下旬)
⇒ 必要書類が締切日に揃わなかった場合は、指定が1ヶ月以上遅れる場合があります。また郵送による申請は不可です
- 様式は各市で基準等が異なるため、必ず八王子市の様式をご使用ください
- 緩和したサービスである訪問型サービスAについては、各市で指定基準や人員等の基準が異なるため、他市の緩和したサービスの指定を受ける場合は、必ず事前に各該当市に確認をしてください。

4. 指定の有効期限について

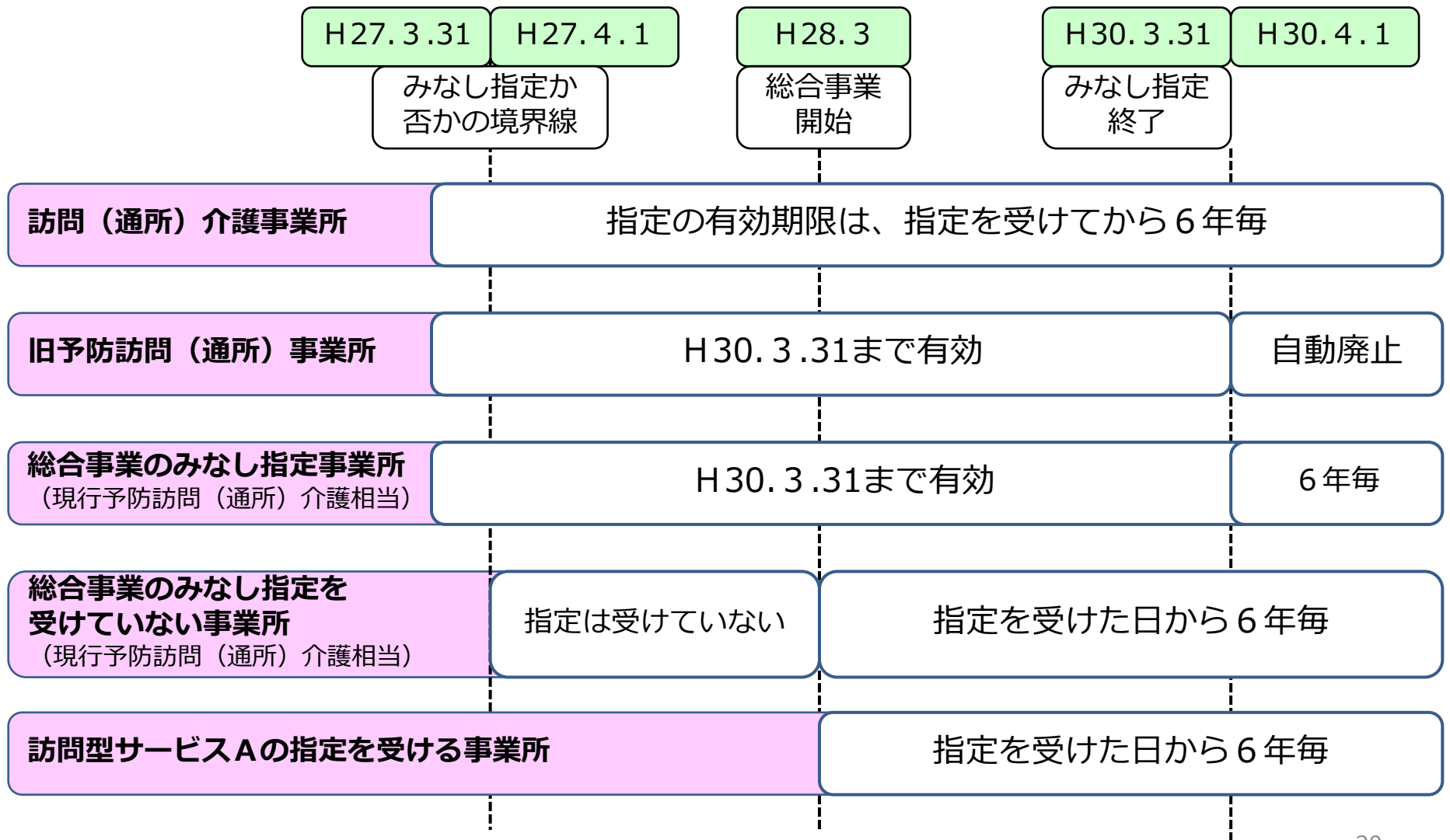
(H27.12現在)

サービス種別	有効期限
介護事業所	指定を受けてから6年毎に更新
旧予防訪問（通所）介護事業所	<u>H30.3.31までで、H30.4.1以降は自動的に廃止</u>
総合事業のみなし指定事業所の 現行予防訪問（通所）介護相当	<u>H30.3.31まで有効期限あり、</u> <u>継続される場合は事前に指定申請が必要</u>
総合事業のみなし指定を受けていない 事業所の現行予防訪問（通所）介護相当	指定を受けてから6年毎に更新
訪問型サービスA	指定を受けてから6年毎に更新

- H27.4～H30.3までは、介護・介護予防・総合事業の3種類が並存することになるので、事業所の指定も3種類が存在
⇒ H30.4.1以降は、介護と総合事業のみになる

指定の有効期限の時系列

(H27.12現在)



まとめ

- ① 基準について（スライド 2 ～ 7 参照）
 - ・ 現行予防訪問（通所）介護相当 ⇒ 現行の旧予防介護と同様の基準
 - ・ 訪問型サービス A ⇒ 人員・運営基準を緩和した基準
- ② 指定及び利用者について（スライド 8 ～ 1 6 参照）
 - ・ H27.3.31までに旧予防介護の指定を受けている事業所
 - ・ H27.4.1以降に旧予防介護の指定を受けている事業所
- ③ 指定申請等について（スライド 1 7 ～ 2 0 参照）
 - ・ H27.12.11よりHP掲載予定、H28.1.4より指定申請の手続き開始
- 今回の説明はあくまでも平成27年12月現在のものであって、今後介護保険法の制度改正と同様、総合事業についても指定等の基準や利用者の受入れ、申請等についても変更になる場合があることにご留意ください

各問い合わせ先

介護保険課 給付担当 042-620-7459

- ・ 介護予防ケアマネジメント全般に関すること
- ・ 訪問型サービスAの研修修了者に関すること
- ・ 算定の要件に関すること
- ・ 請求に関すること

介護保険課 認定審査担当 042-620-7414

- ・ 利用者の認定の判定に関すること

高齢者いきいき課 事業者指定担当 042-620-7452

- ・ 指定基準、人員・設備・運営基準に関すること
- ・ 指定、変更等の届出に関すること
- ・ 利用者の受入れに関すること